

手 数 料 表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	3, 0 0 0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の申込みを受理した時以降、求人者に提供する紹介のサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額、又は当該求職者の就職後 1 年間に支払われた額(毎月請求))の 5 0 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額、又は当該求職者の就職後 1 年間に支払われた額(毎月請求))の 5 0 % 手数料負担者は、求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額、又は当該求職者の就職後 1 年間に支払われた額(毎月請求))の 5 0 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額、又は当該求職者の就職後 1 年間に支払われた額(毎月請求))の 5 0 % 手数料負担者は、求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 1 0 0, 0 0 0 円 活動一日当たり 1 0, 0 0 0 円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額、又は当該求職者の就職後 1 年間に支払われた額(毎月請求))の 5 0 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

	当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額、又は当該求職者の就職後 1 年間に支払われた額（毎月請求））の 5 0 % 手数料負担者は、求人者 とします。
--	---

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。